

事業所区分と労働基準監督機関

(平成31年4月1日現在)

労働基準法の号別等	該 当 事 業 所	労働基準監督機関
3 号	各土木事務所（長浜土木事務所木之本支所を除く。）（7）、長浜土木事務所木之本支所、各流域下水道事務所（2）、北川水源地域振興事務所	労働基準監督署
13号	各健康福祉事務所（各保健所）（6）、精神保健福祉センター、中央子ども家庭相談センター保護係、彦根子ども家庭相談センター保護係、大津・高島子ども家庭相談センター保護係、リハビリテーションセンター、淡海学園、近江学園、盲・聾話・野洲養護学校寄宿舎	
14号	本庁事業課	
15号	動物保護管理センター	
12号	本庁薬務感染症対策課薬業振興係、食肉衛生検査所、政策研修センター、近代美術館、消防学校、琵琶湖環境科学研究センター、琵琶湖博物館、衛生科学センター、総合保健専門学校、看護専門学校、平和祈念館、工業技術総合センター（信楽窯業技術試験場を除く。）、工業技術総合センター信楽窯業技術試験場、東北部工業技術センター（機械システム係および金属材料係を除く。）、東北部工業技術センター機械システム係および金属材料係、高等技術専門校（草津校舎を除く。）、高等技術専門校草津校舎、農業技術振興センター、畜産技術振興センター、水産試験場、埋蔵文化財センター、琵琶湖文化館、総合教育センター、びわ湖フローティングスクール、図書館、各中学校（3）、各高等学校（45）、各特別支援学校（寄宿舎を除く。）（15）、警察学校	人事委員会
一般官公署	本庁（総務事務・厚生課各総務経理係、事業課、森林政策課普及指導係、薬務感染症対策課薬業振興係および会計課各地域会計係を除く。）、総務事務・厚生課各総務経理係（6）、森林政策課普及指導係、会計課各地域会計係（6）、各環境事務所（6）、西部県税事務所（高島納税課を除く。）、西部県税事務所高島納税課、南部県税事務所、中部県税事務所（甲賀納税課を除く。）、中部県税事務所甲賀納税課、東北部県税事務所（湖東納税課を除く。）、東北部県税事務所湖東納税課、自動車税事務所、消費生活センター、西部・南部森林整備事務所（高島支所を除く。）、西部・南部森林整備事務所高島支所、各森林整備事務所（西部・南部森林整備事務所を除く。）（3）、各子ども家庭相談センター（中央子ども家庭相談センター保護係、彦根子ども家庭相談センター保護係、大津・高島子ども家庭相談センター保護係を除く。）（3）、計量検定所、各農業農村振興事務所（6）、病害虫防除所、家畜保健衛生所、東京本部、男女共同参画センター、ここ滋賀、交通事故相談所、議会事務局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局、警察本部、機動警察隊、科学捜査研究所、機動捜査隊、運転免許課、交通機動隊、高速道路交通警察隊、機動隊、各警察署（12）、収用委員会事務局、琵琶湖海区漁業調整委員会事務局、内水面漁場管理委員会事務局	
1 号	企業庁浄水課（馬淵浄水場および水口浄水場を除く。）、馬淵浄水場、水口浄水場	労働基準監督署
13号	病院事業庁（小児保健医療センターおよび精神医療センターを除く。）、病院事業庁小児保健医療センター、病院事業庁精神医療センター	
一般官公署	企業庁（浄水課を除く。）、	

備考1 「一般官公署」とは、労働基準法別表第1に掲げる事業以外の事業を行う官公署をいいます。

- 2 企業庁および病院事業庁は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「地公企法」という。）第39条第1項および地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号。以下「地公労法」という。）第17条第1項の規定により地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第58条第5項の適用が除外されているため、労働基準監督署の所掌となっている。
- 3 人事委員会が所掌する事業所であっても、地公労法附則第5項および地公企法第39条第1項の規定により地公法第58条第5項の適用が除外される単純労務職員（現業職員）および地公法第4条第2項の規定により地公法の適用を受けない嘱託員等の特別職の職員については、労働基準監督署の所掌となっている。